

令和8年度

障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和8年2月5日(木)～令和8年2月16日(月)〈必着〉
試験日	随時(日時、集合場所については、受験者に別途連絡します)
採用予定日	令和8年4月1日(水)

福井県立丸岡高等学校

〒910-0316 坂井市丸岡町篠岡23-11-1

TEL 0776-66-0160

FAX 0776-66-0161

1 募集概要

採用予定期日	令和8年4月1日(水)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります。)
職種	会計年度任用職員(パートタイム)
勤務場所	福井県立丸岡高等学校(坂井市丸岡町篠岡23-11-1)
業務内容 採用予定期員	丸岡高等学校における事務補助 1名 (電話・窓口対応、文書受付、各種証明書発行、その他職員が指示する事項)

2 受験資格

○次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方

(受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。)

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書※(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

※診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行細則第8条に規定するものをいいます。

- (3) 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳
- (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定

医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

(5) 精神障害者保健福祉手帳

○ワード・エクセル等パソコンの基本操作ができることが望ましい。

○ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入了した者

3 試験の方法

受験者の人柄、性格等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 令和8年2月17日(火)以降
午前9時00分から午後3時30分までの間の15分間
(※ 面接日時は受験者に別途連絡します)
- (2) 試験会場 福井県立丸岡高等学校(坂井市丸岡町篠岡23-11-1)

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1) 申込方法 次の(ア)および(イ)の手続きをお願いします。
(両方の手続きが必要です。)
(ア) ハローワークで紹介状を発行してもらってください。
(イ) 福井県会計年度任用職員(パートタイム)採用試験申込書【令和8年度障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員】に必要な事項を記入の上、ハローワークからの紹介状、障がいを有することを証明する手帳等の写しとともに提出(持参または郵送)してください。

※申込書の入手方法

- ・福井県ホームページの募集案内新着情報もしくは一覧からダウンロードする。
- ・丸岡高等学校事務室で受け取る。
(午前9時00分から午後5時00分まで)

(2)受験申込先	〒910-0316 坂井市丸岡町篠岡23-11-1 福井県立丸岡高等学校 事務室
(3)受付期間	令和8年2月5日(木)～令和8年2月16日(月)〈必着〉 ※受付事務は、午前9時00分から午後5時00分まで (ただし、土、日、祝日は除く。)
(4)注意事項	郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、 2月16日(月)までに到着したものに限り受け付けます。

7 勤務条件

- (1)勤務日 月17日
 ※毎月、所属が指定する日となります。(土日祝日、年末年始除く)
 ※勤務日以外が休日となります。
- (2)勤務時間 午前8時30分から午後5時00分まで(1日7時間30分)
 ※休憩時間は正午から午後1時です。
 ※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3)報酬 日額9,100円
- (4)期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給(最大 年間4.65月分)
 (例) 報酬日額9,100円 月17日勤務の場合
 年間支給額46万円程度
 ※勤務期間等に応じて、実際の支給は増減します。
- (5)休暇
- ・年次有給休暇 年間10日
 ※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 - ・特別休暇：夏季休暇(有給)、忌引休暇(有給)、病気休暇(有給)など
- (6)その他
- ・通勤費を別途支給します。
 - ・原則、公立学校共済組合(短期給付・福祉事業)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
 - ・労働者災害補償保険の適用があります。
 - ・地方公務員法上の服務規定等の適用があります。(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)
 - ・報酬および期末・勤勉手当については、給与改定等により額が変更となる場合があります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者（本人）	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井県立丸岡高等学校

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前9時00分から午後5時00分までの間に、請求者本人（代理人は認めません。）が、直接福井県立丸岡高等学校へお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付しておりません。

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 運転免許証 | ② 日本国旅券（パスポート） |
| ③ 各種健康保険の被保険者証 | ④ 各種年金手帳等 |
| ⑤ マイナンバーカード | |

9 その他

- 受験票は発行しません。
- 試験当日は、別途連絡する時刻までに試験会場へお越しください。
- 受験において何らかの配慮（補装具等の持込使用、面接時における就労支援機関職員の同席など）を希望される方は、受験申込書の「受験に当たっての要望事項」欄にその内容を記入して下さい。ただし、内容によっては、配慮できない場合があります。
- この試験の詳細については、福井県立丸岡高等学校事務室にお問い合わせください。

〒910-0316 坂井市丸岡町篠岡23-11-1
福井県立丸岡高等学校事務室
TEL 0776-66-0160
FAX 0776-66-0161